

小山工業高等専門学校合宿研修施設使用規程

制 定 昭和55年6月1日

最終改正 平成30年1月17日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校合宿研修施設（以下「合宿所」という。）の使用については、法令その他特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 合宿所は、学校の指導のもとに学生の合宿研修等に使用し、規律ある共同生活を通じて、心身ともに健全な人間の育成に資することを目的とする。

(運営)

第3条 合宿所の運営には学生主事が当たり、その事務は学生課学生係（以下「学生係」という。）が行う。

(使用者の範囲と条件)

第4条 合宿所を使用できる者は、本校の学生に限る。ただし、特に校長が必要と認めた者は、使用することができる。

2 学生の使用は、原則として5名以上で行うものとする。

3 学生が使用するときは、使用責任者を選定し、指導教員・顧問教員又は学級担任（以下「指導教員等」という。）の指導監督を受けるものとする。

(合宿の期間)

第5条 合宿所を使用できる期間は1週間以内とする。

(使用の禁止)

第6条 合宿所の使用は、管理上校長が使用を禁止した期間及び年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）の間は認めない。

(使用許可・取り消し等)

第7条 使用責任者は、所定の使用許可願を校長に提出し、使用する1週間前までに許可を受けるものとする。

2 使用許可後、その使用を中止し、又は使用期間若しくは人員を変更するときは、速やかに届け出るものとする。

3 使用者がこの規程に違反したとき、又は合宿所の管理運営上支障があると認められる場合は、校長はその許可を取り消すことがある。

(使用後の点検)

第8条 合宿所の使用を終了したときは、施設、設備及び備品等について学生係の点検を受けるものとする。

(鍵の保管)

第9条 合宿所の鍵の保管と受け渡しは、学生係が行うものとする。

2 使用期間中の鍵の取り扱いは、指導教員等の責任において行うものとする。

(使用上の注意)

第10条 合宿所の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

一 施設、設備及び備品等は大切に扱うこと。

- 二 火気の取り扱いについては十分注意すること。
- 三 秩序を乱したり，他人に迷惑をかけたりの行為はしないこと。
- 四 保健衛生には十分留意すること。
- 五 使用終了時には必ず清掃・整理・整頓し戸締りを行うこと。
- 六 その他係員の指示に従うこと。

2 合宿所の使用心得については，別に定める。

(補修又は弁償)

第11条 使用者は，使用期間中，施設，設備又は備品等を故意又は重大な過失により損傷し，若しくは滅失したときは，補修又は弁償するものとする。

(転貸の禁止)

第12条 合宿所の使用を許可された者は，他の者に転貸しないものとする。

附 則

この規程は，昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。